

改葬許可申請について

※改葬許可申請における許可対象は遺骨のみです。

※現に遺骨が確認できない場合（土葬等により土に還っていると考えられる場合）は改葬許可の申請は必要ありません。

【改葬許可申請に必要な書類】

- 改葬許可申請書（改葬の許可対象は「遺骨」のみです。）
 - ・改葬される死亡者名を全員記入してください（1枚で5名記入できますが、不足する場合はコピーしてください。）
 - ・すべての項目を記入してください。
 - ・墓地・納骨堂の管理又は埋蔵・収蔵の事実を証明する者の欄は埋葬されたときの菩提寺等に記名押印してもらってください。
 - ・死亡者との続柄は、申請者から見ての続柄です。
 - ・火葬又は埋葬の年月日が不明の場合は、死亡年月日の2日後を記入してください。
 - 死亡者の本籍、死亡記載事項及び申請者との続柄が確認できる改正原戸籍等の謄本（有効期限はありませんが、原本を提出いただき返却はできませんのでご注意願います。）
 - 新しく変わられる墓地の受入証明書
（受入先で交付された書類の写し）
 - 許可書をお送りするための返信用封筒
（住所、氏名、郵便番号を記入し、切手を貼ってください。）
 - 許可書発行手数料は必要ありません。
 - 許可証発行には10日前後の時間がかかります。
- ※ 改葬承諾書は、改葬許可を申請される方以外の方が墓地を使用（管理）されている場合に、使用者されている方に記入してもらってください。

【申請先】

☎ 6 2 9 - 2 4 9 8

京都府与謝郡与謝野町字加悦 4 3 3 番地

与謝野町役場 農林環境課

お問い合わせ 電話番号 0 7 7 2 - 4 3 - 9 0 2 3（農林環境課 直通）